

諮詢庁：防衛大臣

諮詢日：令和7年10月21日（令和7年（行情）諮詢第1203号）

答申日：令和7年12月26日（令和7年度（行情）答申第790号）

事件名：記者クラブ勉強会資料等に該当する文書のうち特定の期間に作成されたものの開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる4文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年6月30日付け防官文第15300号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、添付資料の内容は省略する。）。

（1）ないし（5）（略）

（6）他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

（7）（略）

第3 謝問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、令和7年6月30日付け防官文第15300号により、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 審査請求人の主張について

（1）審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

- (2) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年10月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の追加特定等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、「記者クラブ勉強会資料等」に該当する文書の開示を求めるものであるところ、本件開示請求に係る開示請求書には、「2025.1.7一本本B2251以降で作成されたもの」との記載があることから、記者クラブ勉強会資料等のうち、請求受付番号が「2025.1.7一本本B2251」の別件開示請求の受付日の翌日である令和7年1月8日から本件開示請求受付日である同年5月1日までに作成された文書の開示を求めていると解した。

当該期間において資料が作成された記者クラブ勉強会は、令和7年1月31日、3月19日、同月28日及び4月8日に開催された4回であり、その他には開催されていないため、当該勉強会において使用した資料等である本件対象文書を特定した。

イ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の存在は確認できなかった。

- (2) これを検討するに、上記(1)アの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記(1)イの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の

説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

「記者クラブ勉強会資料等」に該当する全文書のうち2025.1.7一本本B2251以降で作成されたもの全て。

2 本件対象文書

- (1) 【記者勉強会】統合訓練 統合幕僚監部運用部運用第3課
- (2) 記者勉強会資料（令和7年1月31日）
- (3) 【記者説明資料】予備自衛官等制度の全体像
- (4) FFM（護衛艦くまの）概要説明 令和7年4月8日 海上幕僚監部
広報室